

## 建設工事

酒田市  
酒田地区広域行政組合

### 2019・2020年度競争入札（見積）参加資格審査申請（建設工事）

2019・2020年度の酒田市（上下水道部を含む）、酒田地区広域行政組合の建設工事の競争入札（見積）参加資格審査申請受け付けは、次のとおりです。受付の窓口はそれぞれ別となります。

#### 1. 有効期間

2019年4月1日から2021年3月31日まで

#### 2. 受付日時

2018年12月5日（水）～12月28日（金）  
午前9時～午後3時まで（土・日曜日、祝日を除く）

#### 3. 提出先

##### （1）酒田市（上下水道部を含む）へ申請の方

〒998-8540 酒田市本町二丁目2番45号  
酒田市総務部契約検査課（市役所2階）  
TEL 0234-26-5708

##### （2）酒田地区広域行政組合へ申請の方

〒999-6711 酒田市飛鳥契約場30番地  
酒田地区広域行政組合消防本部予防課総務係（酒田市平田総合支所2階）  
TEL 0234-61-7119

#### 4. 提出方法

上記提出先へ持参又は郵送してください。

郵送で申請される方は、封筒に「競争入札（見積）参加資格審査申請（建設工事）」と記入のうえ、上記各住所までお送りください。

受領証が必要な場合は、必ず、返信用封筒に82円切手を貼って同封してください。

#### 5. 申請業種

建設業法に定める29業種

#### 6. 提出書類

##### （1）競争入札（見積）参加資格審査申請書（建設工事）

※酒田地区広域行政組合分の申請書宛先は、「酒田市長 丸山 至 宛」でなく、「管理者 酒田市長 丸山 至 宛」になります。

(2) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し (経営事項審査(経審)を受けた方)

(3) 営業所一覧表(下記の区分による)

建設業の許可	委任先	委任先が従たる営業所	提出書類
あり	あり	はい	建設業許可申請書 別紙二のいずれかの写し
		いいえ	酒田市様式
	なし	—	建設業許可申請書 別紙二のいずれかの写し
なし	—	—	酒田市様式

(4) 工事経歴書(直前決算2期分)

(5) 技術職員名簿

(6) 納税証明書(写し可)(発行日は申請日から遡って、3か月以内のもの)

書類名	説明
法人税(法人)申告所得税(個人)及び消費税・地方消費税の納税証明書	所在地の税務署で発行 法人:その3の3 個人:その3の2
市税の納税証明書 (市内に本社又は市内にある支店・営業所等に委任する方)	○法人(市役所で発行) 「最新の納税証明書(確定申告期限が過ぎた年度のもの)」をお願いします。【事業年度の関係上、最新のものが、「平成29年度」の場合と「平成30年度」の場合が考えられますので、各申請者においては、該当する方の年度について、必ず市役所市民課に申し出てください。】 ○個人(市役所で発行) 「平成29年度の納税証明書」をお願いします。

(7) 印鑑証明書(原本)(発行日は申請日から遡って、3か月以内のもの)

(8) 委任状(本社から支店・営業所等に委任する方)

(9) 使用印鑑届(委任する方及び実印以外の印鑑を使用する方)

(10) 建設業の許可、経審の有無に応じた以下の書類。

区分	提出書類
経審を受けた方	不要
建設業の許可があり、経審を受けていない方	建設業の許可証の写し
建設業の許可がない法人の方	登記事項証明書(写し可)
建設業の許可のない個人の方	身分証明書(写し可)

※ 登記事項証明書(写し可)と身分証明書(写し可)は、申請日から遡って、3か月以内に発行されたもの

(11) 暴力団排除に関する誓約書

(12) 資本関係・人的関係調書(市内に本社・営業所等を有する事業者のみ)

(13) 誓約書(市内に本社・営業所等を有する事業者のみ)

以上の書類を番号順にA4-S判(縦型)フラットファイルにつづり、表紙と背表紙に商号又は名称を記入の上、1部提出してください(色指定なし。金具のないもの)。

(1) (3) ~ (5) (8) (9) (11) ~ (13) の酒田市様式は市のホームページに掲載しています。(4) (5) については、国土交通省、公契連、山形県の様式でも可能です。

## 7. 登録業者の区分

(1) 市内業者・・・市内にある本社又は委任先が下記の①から⑦までの全ての条件を満たすもの。

- ① 酒田市総務部税務課に事業所開設の届が提出されていること（法人のみ）
- ② 酒田市における納期限到来の市税を完納していること
- ③ 酒田市内に事業所を所有又は賃貸借等により借用していること
- ④ 労務契約を結んでいる従業員を実質的に指揮監督できる体制があること
- ⑤ 2~3 か月程度の一時的な事業ではなく、継続性のある事業を行っていること
- ⑥ 郵便物が届くこと（郵便局留及び私書箱不可）
- ⑦ 電話及びファックスが本社又は委任先に設置されていること（市外局番が0234 以外及び0120 並びに転送不可。ただし、携帯電話を除く。）

(2) 県内業者・・・(1) 以外で県内に本店を有するもの。または、県内に営業所等、常時契約を締結する事務所を有するもの。

(3) 県外業者・・・(1)、(2) 以外のもの。

## 8. その他

- ・小修繕工事（50万円以下）の見積り合わせに参加申請を希望される場合は「小修繕」での申請となり、この「建設工事」の申請は出来ません。「小修繕」をご覧ください。
- ・提出書類の押印は、指定がない限り実印で押印してください。
- ・この申請のほかに「測量・建設コンサルタント等」や「物品・役務・賃貸借」の登録申請を行う方は、それぞれ申請ごとに郵送するか、他の申請を同封する場合は、封入した申請書の種類を封筒に朱書きで記載してください。
- ・申請書様式は、本市ホームページからダウンロードできます。  
URL <http://www.city.sakata.lg.jp/>  
（「入札・契約」コーナーの『入札参加』の中にあります）